

伊那市の補助金を
ご案内します



平成31年4月

商工振興課

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| (1) <u>創業されるみなさま</u> | 2 |
| 移住者創業チャレンジ支援事業 | |
| 魅力ある産業創業支援事業 | |
| 中心市街地空き店舗等活用事業 | |
| クリエイティブ産業等設置事業 | |
| (2) <u>商店街のみなさま</u> | 7 |
| 共同施設設置事業 | |
| 商店街活性化事業 | |
| (3) <u>雇用・人材育成</u> | 10 |
| 人材確保支援事業 | |
| 中小企業人材育成事業 | |
| 雇用促進事業 | |
| 中小企業退職金共済掛金補助金 | |
| (4) <u>設備投資</u> | 15 |
| 工場等設置事業 | |
| 商工業振興下水道等施設整備事業 | |
| 産業用地取得事業 | |
| (5) <u>展示会</u> | 20 |
| 中小企業受発注開拓支援事業 | |
| 展示会出展事業 | |
| (6) <u>新技術・新製品</u> | 23 |
| 新技術新製品開発研究事業 | |
| 産学官共同技術開発事業 | |
| 新産業創出グループ支援事業 | |
| (7) <u>環境・エネルギー</u> | 27 |
| 環境調和事業 | |
| 工場等緑化事業 | |
| (8) <u>その他</u> | 30 |
| 元気ビジネス応援隊アドバイザー派遣事業 | |
| 国際規格等取得支援事業 | |
| 産業団地分譲成約報酬制度 | |
| 奨学金返還支援事業 | |

※同一事業・同一計画に対して、複数の伊那市商工業振興補助金を重複適用することはできませんので、予めご了承ください。

(1) 創業されるみなさま

移住者創業チャレンジ支援事業

伊那市内に移住した方の、空き家などを活用した創業を支援します。

■対象は？

伊那市に移住した方で、伊那商工会議所または伊那市商工会が主催する創業支援のための研修を受講した方、またはこれと同等と市長が認めた方が対象者です。

ただし、次の(1)～(4)に該当する場合は除きます。

- (1) 移住してから3年を経過している方
- (2) 市内の施設などから移転しようとする方
- (3) 同一施設において、すでに市の補助金の交付を受けたことがある方
- (4) その他市長が不適切と認める場合

対象事業は、次の(1)、(2)の事業です。

- (1) 移住者創業チャレンジ施設開設事業
空き家等を借り受け、6か月以上事業を営むもの
- (2) 移住者創業チャレンジ施設整備事業
事業の開始に伴い空き家等を改修し、3年以上事業を営むもの

■支援内容は？

- (1) 移住者創業チャレンジ施設45万円事業
施設等の賃借料6か月分について補助します。
補助額は、**2分の1以内(上限45万円)**です。
- (2) 移住者創業チャレンジ施設整備事業
創業に伴う施設等の内装、設備工事費(備品を除く)について補助します。
補助額は、**3分の1以内(上限80万円)**です。

※2020年3月31日をもって事業終了となります。

魅力ある産業創業支援事業

伊那市で魅力的な事業の創業を志す方を支援します。

■対象は？

当該年度(2019年度は、2019年4月～2020年3月)に、伊那市内で創業した方または創業を計画している方が対象者です。

対象事業は、次に掲げる事業です。

製造業、ソフトウェア業、機械修理業、電気機械器具修理業、新技術新製品の研究開発その他市長が必要と認めた事業。

※ 開始から5年以内に1人以上の雇用を予定する事業
または2人以上での共同による事業であるものに限りま

■支援内容は？

事業所、工場、生産機器類等の設置にかかる経費について補助します。

補助額は、**50%以内(上限200万円)**です。

※ リースにかかる経費は当該年度分に限り補助対象とします。

■補助事業者の選定方法は？

プロポーザル選考会において、創業者および創業予定者に事業概要をプレゼンテーションしてもらい、最も優れた事業と評価できる事業者2者以内を選定します。

※ 補助内容は今後変わる場合があります。

中心市街地空き店舗等活用事業

中心市街地の空き店舗等を活用し、集客に役立つ施設や店舗の開設を応援します。

■対象は？

小売業、飲食業または、情報通信技術、学術研究、専門・技術サービス業に該当する産業の事業を営もうとする方や商業団体で、次のいずれにも該当する方が対象者です。

- (1) 伊那市に住所を有する方
- (2) 伊那商工会議所または伊那市商工会が開催する創業支援のための研修を受講した方（これと同等と市長が認めた方を含む）

対象事業は、次の(1)、(2)の事業です。

- (1) 中心市街地空き店舗出店事業
空き店舗等を借り受け、または取得し、6か月以上事業を営むもの
- (2) 中心市街地空き店舗整備事業
事業の開始に伴い空き店舗等を改修し、3年以上事業を営むもの

■支援内容は？

- (1) 中心市街地空き店舗出店事業
施設等の賃借料6か月分について補助します。
補助額は、**2分の1以内（上限45万円）**です。
- (2) 中心市街地空き店舗整備事業
創業に伴う施設等の内装、設備工事費（備品を除く）について補助します。
補助額は、**3分の1以内（上限80万円）**です。

クリエイティブ産業誘致支援事業

クリエイティブ産業の事業所、サテライトオフィスの設置を支援します。

■対象は？

- 1 市内に、次の(1)～(5)の産業（クリエイティブ産業）に関する事業所(本店・支店・営業所)またはサテライトオフィスを設置する方。
(1) デザイン業 (2) 著述・芸術家業 (3) 情報サービス業
(4) インターネット付随サービス業
(5) 映像・音声・文字情報制作業
- 2 「パノラマオフィス伊那」に入居していた方で、当該施設を退去した後1年以内に、市内に新たに事業所またはサテライトオフィスを開設した方。

■支援内容は？

事業所またはサテライトオフィスを設置に要する、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 開設のための施設の新築に関する費用(土地購入費含む)
補助額は、**10%以内(上限200万円)** 及び
事業運営費10万円です。(※クリエイティブ産業に限ります)
- (2) 開設のための施設の購入に関する費用
補助額は、**50%以内(上限150万円)** 及び
事業運営費10万円です。(※クリエイティブ産業に限ります)
- (3) 「パノラマオフィス伊那」の既納の使用料の額100分の50を乗じて得た額、又は使用開始時の使用料の6月分に相当する額のいずれか低い額を交付します。
(※クリエイティブ産業に該当しない場合も可)

(2) 商店街のみなさま

共同施設設置事業

商店街の環境整備を目的としています。

■対象は？

10以上の中小企業者で構成される団体が対象者です。

対象施設は工事費が20万円を超えるもので、次の(1)～(3)が対象です。

- (1) アーケード施設
- (2) 街灯施設
- (3) 上記のほか、これらに類するもので市長が適当と認める施設

■支援内容は？

新設、増設及び改修に係る工事費について補助します。

補助額は、**20%以内（上限20万円）**です。

■ポイント！

「街灯をLED照明に替えたい」等にもご利用いただけます。

商店街活性化事業

商店街活性化のための取り組みを応援します。

■対象は？

伊那市内に住所を有する団体が対象です。

対象事業は、次の(1)～(3)の事業です。

- (1) 集客又は商店街活性化のためのイベント開催
- (2) 商店街の活性化について検討するための調査研修事業
- (3) 上記のほか、これらに類するもので市長が適当と認める事業

■支援内容は？

事業実施に係る費用（飲食費及び備品購入費を除く）について補助します。

補助額は、

- **1団体が行う事業：50%以内（上限10万円）**
- **2以上の団体が共同して行う事業：50%以内（上限20万円）**

※ 同一内容の事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とします。

■これまでに…

ハロウィン等のイベントや町名看板、商店の統一屋号看板作成等にも活用されています。

(3) 雇用・人材育成

人材確保支援事業

インターンシップの受け入れを支援します。

■対象は？

従業員300人以下の中小企業が対象です。

インターンシップの実施計画を策定し、計画に基づき学生の受け入れを行った経費が対象となります。

■支援内容は？

インターンシップ受け入れのための、次に掲げる経費について補助します。

- ① 実施計画策定費用
- ② 学生の受け入れに係る資料代、教材費、交通費、宿泊料等
- ③ 担当者人件費

補助額は、**100%以内（上限10万円）**です。

以前に当補助金の交付を受けたことのある場合は
上限5万円となります。

※ 1企業年1回のみとなります。

※2020年3月31日をもって事業終了となります。

中小企業人材育成事業

人材育成を図るための研修を支援します。

■対象は？

市内に事業所を有する中小企業者が対象者です。

職務上必要な技術、技能等を習得する研修及びこれらに準じる講習会が対象です。

■支援内容は？

経営者、従業員等が研修を受講した際に要した受講料（交通費、宿泊料及び食事は除く）であって、対象事業者が負担したものについて補助します。

補助額は、**受講料の50%以内**です。

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※当該年度内に1対象事業者当たり5万円を限度とします。

雇用促進事業

工場の新設・移設・増設の際にご活用ください。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内への工場等の新設、移設または増設に際し市内から従業員を採用する事業で、

次のいずれにも該当するものが対象です。

(1) 投下固定資産総額が5,000万円以上のもの。

(2) 新規に、常時使用する従業員を

10人以上採用し、1年以上雇用するもの。

■支援内容は？

補助額は、

市内在住新規従業員数×10万円（上限500万円）です。

📌申請は、雇用開始から1年経過後、速やかにお願いします。

中小企業退職金共済掛金補助金

従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ります。

■対象は？

中小企業者が対象者です。

新たに中小企業退職金共済契約（中小企業者が共済機構、商工会議所及び商工会に掛金を納付することを約し、その事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいいます）を締結し、申請時に契約を継続している場合が対象です。

■支援内容は？

補助額は、**当該退職金共済契約の対象となる従業員1人につき7,200円**です。

(4) 設備投資

工場等設置事業

工場等の設備投資を支援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内へ工場等を新設・移設または増設する事業で、生産に直結する次のいずれにも該当するものが対象です。

(1) 固定資産(土地・家屋・償却資産)の投下額が
1,000万円以上。

※ 小規模事業者および建設業は500万円以上。

(2) 操業を開始しているもの。

(3) 常時使用する従業員が5人以上であること。(新設の場合)

※ ソフトウェア業・新技術新製品の研究開発を除きます。

(4) 工場等の施設または製造等に使用する機械器具、
従業員の福利厚生に資する機械器具であること。

(5) 敷地の外構又は事務所のみの建築物でないこと。

※ 土地については、取得後3年以内に工場等の建設に
着手したものに限りします。

■用語説明

• 工場等とは…

建設業、製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、
倉庫業、機械修理業、電気機械器具修理業、こん包業、

※卸売業、※コールセンター業、※データセンター業、

新技術新製品の研究開発を行うもの、その他市長が必要
と認めた業種で生産・作業のための施設等

※市の産業用地を購入、市の斡旋により立地した場合に限る

• 固定資産の投下額とは…

固定資産税の対象となる土地・家屋または償却資産の取得額

次ページへつづきます…

■支援内容は？

補助率は**当該固定資産税額の100%～25%**です。
最長4年間助成します。

※固定資産投下額等により補助率及び補助期間等が異なります。

| 投下固定資産 総額 | 対象企業 | 区分 | 補助率 | | | | 備考 |
|---------------------------------|----------------|----------------|------------|------------|------------|-----------|-------|
| | | | 初年度 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | |
| 500万円 以上～ | 小規模企業者 建設業者 | 新設 移設 増設 | 100% 以内 | — | — | — | |
| 1,000万円 以上～ 5,000万円 未満 | 新規企業 | 新設 | 100% 以内 | — | — | — | ※1 |
| | 既存企業 | 移設 増設 | 100% 以内 | — | — | — | |
| 5,000万円 以上～ 1億円未満 | 新規企業 | 新設 | 100% 以内 | 100% 以内 | — | — | ※1 |
| | | 償却資 産のみ | 100% 以内 | 75% 以内 | — | — | ※1、※2 |
| | 既存企業 | 移設 増設 | 100% 以内 | 100% 以内 | — | — | |
| | | 償却資 産のみ | 100% 以内 | 75% 以内 | — | — | ※2 |
| 1億円以上 ～ 10億円未満 | 新規企業 | 新設 | 100% 以内 | 100% 以内 | 100% 以内 | — | ※1 |
| | | 償却資 産のみ | 100% 以内 | 75% 以内 | 50% 以内 | — | ※1、※2 |
| | 既存企業 | 移設 増設 | 100% 以内 | 100% 以内 | 100% 以内 | — | |
| | | 償却資 産のみ | 100% 以内 | 75% 以内 | 50% 以内 | — | ※2 |
| 10億円以上 | 新規企業 | 新設 | 100% 以内 | 100% 以内 | 100% 以内 | 50% 以内 | ※1 |
| | | 償却資 産のみ | 100% 以内 | 75% 以内 | 50% 以内 | 25% 以内 | ※1、※2 |
| | 既存企業 | 移設 増設 | 100% 以内 | 100% 以内 | 100% 以内 | 50% 以内 | |
| | | 償却資 産のみ | 100% 以内 | 75% 以内 | 50% 以内 | 25% 以内 | ※2 |

※1 常時雇用従業員5人以上。ただし、ソフトウェア業および新技術新製品の研究開発を除く。

※2 上限300万円

■ポイント！

工場内に設置する食堂やトイレ、休養施設等も必要最低限の部分に限り対象となります。

【注意】昨年土地を500万円で購入し、今年建屋を1,000万円で建設する場合、500万円＋1,000万円と合算せず、購入した年ごとの扱いとなります。

商工業振興下水道等施設整備事業

商工業の振興を目的として、企業の下水道等整備を支援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

下水道等整備計画の区域外において、企業が自ら行う下水道等の整備事業が対象です。

■支援内容は？

下水道等施設の整備に要した工事費用を補助します。

補助額は、**50%以内（上限1,000万円）**です。

■ご注意ください

- (1) 下水道等整備計画区域への流入に係る整備工事については、市の許可を受けた後に行うこと。
- (2) 下水道等施設は、市が指示する本管、路線の構造および施工方法等により整備されたもので、検査に合格したものであること。
- (3) 下水道等施設について、下水道等整備計画区域の変更や他者が排水する施設になり、市が維持管理することが妥当となった場合は無償譲渡するものとする。
- (4) 下水道等の処理区又は排水施設整備区域へ排水し、施設を利用する場合は、負担金等を納付すること。

産業用地取得事業

伊那市の工場用地取得を応援します。ご利用ください。

■対象は？

伊那市内で事業を営むまたは営もうとする方が対象者です。

工場等を設置するため、市が所有する産業用地を購入し、工場等を新設、移設または増設する事業で、次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 用地取得面積が3,000㎡以上
- (2) 操業開始時期が用地取得から3年以内

■支援内容は？

用地取得費について補助します。

補助額は、

- ・ **新規企業は取得費の1/3以内（上限1.5億円）**
- ・ **既存企業は取得費の3/10以内（上限1.5億円）**

※ 操業を確認後、3年間の分割払い。

■工場用地状況

現在、1団地1区画を販売しています。

- ・ 小黒原産業適地(面積)：約26,053 m²

(5) 展示会

中小企業受発注開拓支援事業

伊那市内の企業と工業展示会に共同出展しましょう。

■対象は？

伊那市内の中小企業者が対象者です。

市内の中小企業者が、伊那市が確保したブースに共同出展いただくものが対象です。

■支援内容は？

出展料およびブースの基本装飾料の半額を伊那市が負担します。

残りの半額を出展企業で均等に負担いただきます。

(例)

小間料30万円、基本装飾料20万円の場合の

1社当たりの負担は、

出展企業が5社なら

$$(30万円+20万円) \times 1/2 \div 5 = 5万円$$

■出展する展示会は？

首都圏は例年2月に横浜市で開催される

「テクニカルショウヨコハマ」に出展を予定しています。

中京圏は例年11月に名古屋市で開催される

「メッセナゴヤ」に出展を予定しています。

展示会出展事業

展示会へ出展する企業を応援します。

■対象は？

製造・開発を行う中小企業者等が対象者です。

市内の中小企業者が展示会等へ出展する事業で、次の(1)、(2)が対象です。

- (1) 官公庁及び公的機関が主催・共催し、または後援する
市外の工業展及び商談会等自社製品並びに技術力を紹介するための展示会であること。
- (2) 上記のほか、特に市長が認めた展示会であること。

■支援内容は？

出展に要する、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 展示品の製作に要する経費
- (2) 展示会出展小間料
- (3) 展示会出品物搬出入経費
- (4) 展示会説明員に要する人件費
- (5) 展示会小間内装飾経費
- (6) パンフレット作成費
- (7) 上記に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めた経費

補助額は、**50%以内(上限20万円)**です。

※ 1企業年1回のみとなります。

■ポイント！

民間の工業等見本市開催会社が開催するものであっても、出展を広く募集し、企業間取引につながるものであれば、対象となります。

ただし、商社等が主催するもので、主催企業の仲介が必要になる等、特定の事業者が自社利益を上げるために開催するものは対象となりません。

※2021年3月31日をもって事業終了となります。

(6) 新技術・新製品

新技術新製品開発研究事業

技術開発や新製品開発を支援します。

■対象は？

製造・開発を行う中小企業者等が対象者です。

中小企業者等(構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る)が行う新技術又は新製品の開発研究事業で、次の①および②に該当するものが対象です。

① 次のいずれにも該当する事業

- ・当該新技術等開発が独創的かつ安全で公害の発生のおそれのないものであると認められるもの
- ・事業が地域産業の振興に寄与することが見込めるもの
- ・国又は県等からこの事業に準じる補助金の交付を受けていないもの

② 次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの

- (1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化、自動化のための技術開発
- (2) 新材料及び利用の技術開発
- (3) 新製品の技術開発
- (4) 生産、加工又は処理のための技術開発
- (5) 新システム又は新工法の技術開発

■支援内容は？

開発研究に要する、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 新技術等開発に伴う構築物の購入、借用に要する経費
- (3) 機械装置又は工具及び器具の購入、試作、改良及び借用等に要する経費
- (4) 工業所有権の導入に要する経費
- (5) 技術指導の受け入れに要する経費
- (6) 上記のほか、特に市長が必要と認めた経費。

補助額は、**50%以内(上限100万円)**です。

産学官共同技術開発事業

産学官連携して技術開発に取り組む事業を支援します。

■対象は？

製造・開発を行う中小企業者等が対象者です。

中小企業者等(構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る)が、大学や高校、公的研究機関と共同して行う新技術または新製品の開発研究事業で、前ページの①および②に該当するものが対象です。

■支援内容は？

開発研究に要する、前ページに掲げる経費について補助します。

補助額は、**50%以内(上限300万円)**です。

■ポイント！

長野県内の大学や高校に限らず、全国の学校、公的研究機関との共同でも対象となります。

新産業創出グループ支援事業

共同して新産業を産み出す企業を応援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

中小企業者を主とするグループ(製造業を含む3社以上で構成するグループで、構成員の3分の2以上が市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者であるものに限る)が、共同して新産業創出促進のために行う事業で、次の(1)～(3)が対象です。

- (1) 共同受注、販路開拓、市場開拓及び仕入れに関する調査研究
- (2) 事業協同組合等の設立に関する調査研究
- (3) 上記のほか、特に市長が必要と認める調査研究

■支援内容は？

調査研究のための、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 講師の謝礼に要する経費
- (2) 印刷に要する経費
- (3) 会議に要する経費(宴会費を除く)
- (4) 図書及び教材に要する経費
- (5) 通信運搬に要する経費
- (6) 委託に要する経費
- (7) 会場使用に要する経費
- (8) 上記のほか、特に市長が必要と認めた経費

補助額は、**50%以内(上限50万円)**です。

(7) 環境・エネルギー

環境調和事業

工場等への省エネ設備の導入を支援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内の工場等に設備を設置する事業で、次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 設備にかかる経費が100万円以上のもの。
- (2) 木質バイオマス設備。

■支援内容は？

土地の取得費を除く、設置に直接要する経費について補助します。

補助額は、**25%以内（上限30万円）**です。

工場等緑化事業

工場環境整備に対する支援をします。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内の工場等の環境整備のための緑地整備事業で、次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 工場等の敷地が1,000㎡以上のもの。
- (2) 新たな緑地の設置に直接要する経費が50万円以上のもの。
- (3) 新たな緑地の設置により緑地の総面積が敷地面積の20%以上となるもの。
- (4) 工場立地法施行規則第3条の規定による植栽内容をもつもの。

■支援内容は？

土地の取得費を除く、当該緑地(新たに設置するものに限る)の設置に直接要する経費について補助します。

補助額は、**20%以内(上限100万円)**です。

■ポイント！

屋上緑化もケースによっては対象となる場合がありますのでご相談ください。

(8) その他

元気ビジネス応援隊 アドバイザー利用事業

あなたに合ったアドバイザーが中小企業を応援します。

■対象は？

中小企業者（市内で1年以上その業務を行っているもの）が対象者です。

元気ビジネス応援隊アドバイザーの派遣を受け、技術、技能、経営改善等の指導を受けた事業が対象です。

■支援内容は？

アドバイザーに支払った指導料について補助します。

補助額は、**50%以内（上限4万5千円）**です。

■ポイント！

5Sに取り組みたい、ISOやエコアクション21の認証取得をしたい、経営改善に取り組みたい、新技術を獲得したい、国の補助金を申請したい等々あらゆる分野についてご相談ください。

※「国際規格等取得支援事業」（後述）との重複適用はできませんので、ご注意ください。

次ページへつづきます…

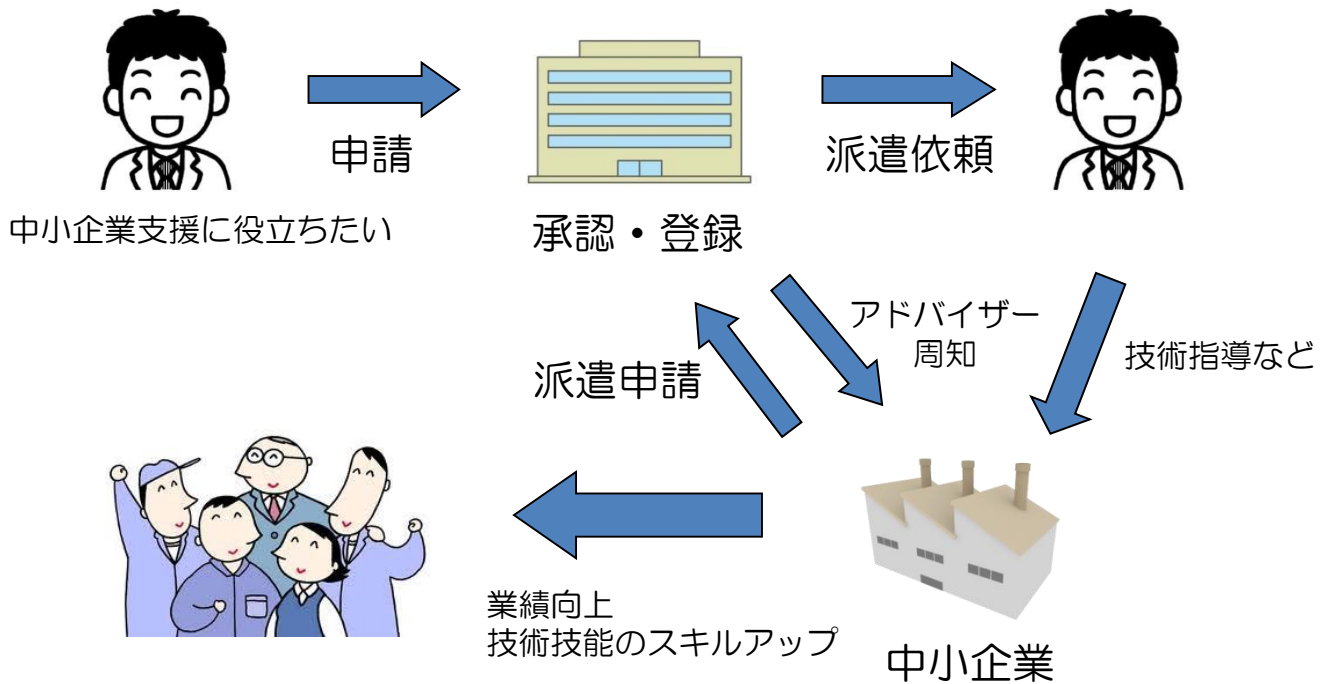
■元気ビジネス応援隊アドバイザーとは？

地域の企業OB等が持つ高度な知識と技術を活かすことにより、中小企業の経営の発展および技術向上と人材育成を図る制度です。

【イメージ】

(公財)上伊那産業振興会
[Tel_76-5661]

アドバイザー



国際規格等取得支援事業

ISOなどの新規認証・登録を支援します。

■対象は？

中小企業者（市内で1年以上その業務を行っているもの）が対象者です。

市内の事業所における品質改善や環境保全のため、ISOや環境マネジメントシステムを新規に認証・登録する事業が対象です。

■支援内容は？

認証・登録するために要する経費のうち、次に掲げるものについて補助します。

- (1) 専門家への委託経費
- (2) 資料購入経費
- (3) 登録の申請に直接要する経費

補助額は、**50%以内（上限20万円）**です。

※ 補助金の交付の対象となる認証・登録支援事業は、1事業所につき1件とします。

■ポイント！

＜対象となる規格＞

ISO9001、ISO14001、ISO22000、ISO13485、JISQ9100、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン経営

※2020年3月31日をもって事業終了となります。

産業団地分譲成約報酬制度

産業用地売却のための有力情報には成約報酬をお支払します。

■対象は？

情報提供者は、法人税法第2条に規定する内国法人または市が適当と認める個人が対象者です。

市が販売する産業団地の分譲を促進するため、立地意向企業の情報提供により、市の産業団地の分譲契約が成立した場合が対象です。

■報酬内容は？

情報提供者に対し成約報酬を支払います。

成約報酬は、**分譲代金×1%（千円未満切り捨て）**です。

■注意点

次のいずれの条件も満たすこと。

- (1) 成約企業への情報提供者の公表同意
- (2) 情報提供者の情報公開合意
- (3) 情報を市が受領してから1年以内に成約企業が分譲代金を納入
- (4) 分割納付または延納は、市が受領してから1年以内に売買契約の締結かつ、3年以内に分譲代金を完納

奨学金返還支援事業

奨学金を受けて大学などを卒業後、伊那市に定住し、上伊那の事業所に就職する方を対象に、奨学金の返還を支援します。

■対象は？

(1)以下の全てに該当する方が対象です。

- ①大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、大
学校（南信工科短期大学校など）を卒業した方（30歳
未満）で、奨学金の貸与を受け返還する方。
- ②市内に住所を有し、上伊那の事業所※に就職する方。

(2)事前登録要件

- ①大学等卒業予定の年度の末日（3月）までに補助金対
象者としての認定を受ける必要があります。平成31
年春に卒業する方は、同年9月までに認定が必要です。
- ②既に卒業している方は、就職する予定日の前月末日ま
でに認定を受ける必要があります。

(3)対象となる奨学金

- ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第
二種奨学金
- ②厚生労働省の技能者育成資金融資制度 など

■支援内容は？

奨学金返還に係る経費の一部について補助します。

補助率は、**2/3で年額12万円**を上限とします。

補助期間は、一人につき5年間（60ヶ月）です。

※業種により、対象外となる就職先もありますので、事前に市役所商工振興課へご相談ください。